

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を踏まえた制度整備

資料5-3

ヒト胚報告書を踏まえた制度整備		担当する関係省		総合科学技術 会議との関係
		文部科学省	厚生労働省	
ヒト受精胚	<p>○ES指針（文科省告示）の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ES細胞分配機関の設置、ES細胞の輸出 （人クローン胚由来のES細胞の使用の部分に関しては特定胚指針改正後に検討開始） 	○	→	諮問 答申
人クローン胚	<p>○人クローン胚の作成・利用について、臨床応用を含まない、難病等に関する医療のための基礎的な研究に限って扉を開く。必要な制度的枠組みを予め整備した上で、慎重かつ段階的に研究を進める。</p> <p>○特定胚指針（「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」に基づく文科省告示）の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9種類の特定胚のうち、動物性集合胚とともに、人クローン胚の作成・利用も容認。 	○	→	諮問 答申
	<p>○改正特定胚指針を補完するガイドラインの策定（必要に応じて作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正特定胚指針及び当ガイドラインにより、ヒト受精胚を取扱う際と同様の内容の遵守事項とともに、人クローン胚の特性を踏まえた、人クローン胚の譲渡・貸与の制限といった厳格な管理や研究機関倫理委員会（IRB）等の倫理を検討する体制、ヒト受精胚の場合よりも厳格な未受精卵の入手制限等について定める必要。 	○	○	
ヒト受精胚	<p>○生殖補助医療研究目的のヒト受精胚の作成・利用を容認。</p> <p>○ヒト受精胚作成・利用に係るガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当ガイドラインにおいて、未受精卵の入手制限及び無償提供、ヒト受精胚や未受精卵の提供の際の適切なインフォームドコンセントの実施、研究実施機関の研究能力・設備の要件、研究機関の倫理的問題に関する検討体制の整備等について定める必要。 	○	○	

総合科学技術会議を中心に、人クローン胚の作成・利用の科学的妥当性について検証